

子ども・子育て支援新制度に伴う保育料徴収基準額表の改定について

1. 改定理由

平成27年4月から実施される子ども・子育て支援新制度に伴い、国の保育料上限額等が示されたことにより、本市保育料徴収基準額表を改定するもの。

2. 主な改定点

(1) 保育料算定の階層区分が、所得税額から市民税所得割課税額（※1）に変更

- 【変更理由】 ①年少扶養控除など（※2）による所得税の再計算の取扱いをなくす
②利用者による階層区分の確認をやすくする
③市町村の事務負担の軽減

（※1）所得割は市民税の大部分を占め、前年の1月から12月までの1年間の所得を基準に計算される。具体的には、課税所得金額に市民税の税率を掛け、それから税額控除して税額が決定する。

○所得割額＝（前年の総所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額（住宅取得控除などは除く）

（※2）納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される所得控除など。子ども手当の導入に伴い、平成22年度（2010）の税制改正により廃止された。現在の保育料は、年少扶養控除などがあるものとして再計算している。

(2) 保育の必要量の認定に伴い、保育短時間の保育料を新たに設定

(3) 認定こども園等利用者の教育標準時間認定に伴い、1号認定の保育料を新たに設定
本市の場合：平成27年度、幼稚園は新制度に移行しない。ただし、市外認定こども園等に通園する場合が想定されるため、1号認定の保育料を定めておく必要がある。

◎新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、各市町村で定める。

3. 改定に係る問題点

- (1) 国の方針により、現行の保育料と同程度にする必要がある。
(2) 所得税額から市民税所得割課税額に変更となるため、利用者全員がこれまでと同じ保育料とはならない。
※年少扶養控除を多く受けていた人ほど保育料が増額する。

4. 子育て支援課の考え方

保育料が変わらない世帯が可能な限り多くなるように設定し、増額となる世帯を極力抑える。